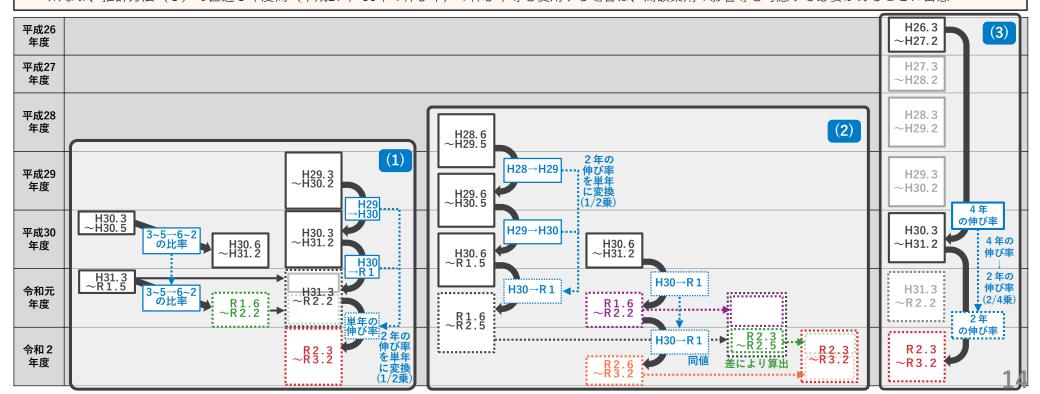
## 給付費の推計 ①令和2年度の診療費の推計方法

- 給付費総額の推計については、係数通知において、従前通りの負担区分別の
  - 「被保険者1人当たり診療費」×「被保険者数推計」×「給付率推計」
- に基づく推計結果を踏まえ、所要の補正の要否を検討しつつ、市町村と合意を得ることを示している。
- このうち「被保険者1人当たり診療費」の推計に当たっては、直近の実績と過去の伸び率を使用する方法を基本とする。 なお、納付金等算定システムでは、この推計を以下の4通りの方法で行えるように、改修を行う。
- !(1)本年3月から直近月までの数か月分の実績を基礎として、過去2年間(推計値を含む)の伸び率により推計する方法

新制度以前から予算編成通知にて示していた計算方法。仮試算時は、短期間の実績の大小が過度に反映される可能性もあるため、必要に応じて補正を行うなど、留意が必要。

- (2) 直近1年前から直近月までの年度を跨いだ1年間分の実績を基礎として、<u>過去2年間(実績値)の伸び率</u>により推計する方法 (1) の短期間の実績の大小が過度に反映される問題を緩和する、新たな推計方法。直近の実績の動向がやや弱まる面もある。
- (3)算定年度前年度の1年間分の実績を基礎として、<u>過去3年間以上の伸び率</u>により推計する方法(下図は4年間の伸び率を使用した例) 平成30年度及び平成31年度推計時に、高額薬剤の影響を考慮して示した、過去の特定年度の伸びを除外して推計する方法。過去2年間の実績に特殊要因がある場合に活用。
- (4)その他、都道府県独自の推計方法
- 以上を踏まえつつ、地域の状況に応じて、適切な推計方法を定めることとする。
  - ※なお、推計方法(3)で直近3年度間(平成27年-30年の伸び率)の伸び率等を使用する場合は、高額薬剤の影響等を考慮する必要があることに留意



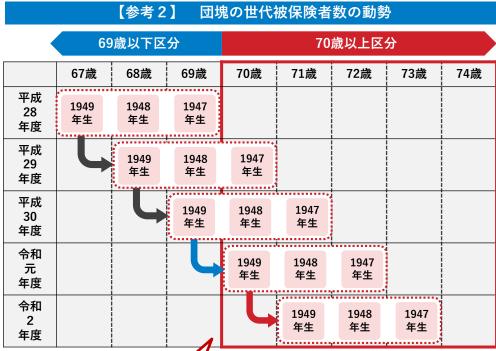
## 給付費の推計 ②令和2年度の被保険者数・世帯数の推計

- 被保険者数の推計については、被保険者数の減少率が年々大きくなっているため、減少率を過小評価することのないよう、昨年度と同様に前年度からの単年度伸び率を使うことを基本とすることが考えられる。
- ただし、令和元年度末に全ての団塊の世代(1947~49年生まれ)が70歳以上となる点を考慮し、各負担区分の被保険者数を補正する 必要がある。
- 以上を踏まえつつ、年度毎の留意点や地域の状況に応じて、適切な推計方法を定める必要がある。
  - ※ 国保におけるコーホート要因法を用いた被保険者数の推計を活用することも考えられる。

#### 被保険者数の推計方法 【参考1】 ※70歳未満の一般被保険者(未就学児除く)について10月時点で推計した例 H30.3~H30.9 H30.3~R1.2 3月~9月→3月~2月 平成30 被保険者数 被保険者数 (実績) の変化率 年度 (実績) 単年の 伸び率 ....... $H31.3 \sim R1.9$ $H31.3 \sim R2.2$ 被保険者数 3月~9月→3月~2月 令和元 被保険者数 (実績) 年度 の変化率 (推計) 伸び率 R2.3~R3.2 令和2 被保険者数 年度 (推計) 令和2年度 令和元年度 伸び率 被保険者数 被保険者数 X (推計) (推計) 右表のとおり、団塊の世代の動勢の影響により、 年度間で伸び率が大きく変動することも踏まえ、必要に応じて補正 することが考えられる。

#### (参考)

世帯数の推計においては、被保険者数を世帯数に読み替えて推計する。 この方法による場合、まず各年度の世帯数から特定世帯数の1/2及び特定継続 世帯数の1/4を控除した上で、推計年度の世帯数を推計する。



#### (留意点)

- ① 平成30年度→令和元年度:団塊の世代(1949年生)が70歳へ移行
- ② 令和元年度→令和2年度:団塊の世代はすべて70歳以上に移行済
- ・ ①と②の団塊の世代被保険者数の動勢が異なることに留意

# 国保におけるコーホート要因法を用いた被保険者数推計機能の追加

- 納付金算定システムでは、月報データを活用し負担割合区分毎に被保険者数を推計する機能を提供している。 被保険者数推計値は、給付費推計、所得推計、納付金配分、保険料率算定に活用するため、より確度の高い推計結果が求められている。
- そこで、団塊世代・団塊ジュニア世代、丙午等の人口動勢を適切に反映した被保険者数推計を行えるよう、 従前の負担割合区分毎に、年齢・性別等に分けて推計するコーホート要因法を被保険者数推計に活用する。
- ⇒ 情報集約システムと納付金算定システムを連携させ、コーホート要因法による被保険者数の推計機能を提供する。
- ※社会情勢や経済状況の変化等の予期できない要因により、なお実績とは乖離が生じ得ることに留意

### 国保におけるコーホート要因法

- コーホート要因法とは、「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(資格取得・喪失)という、二つの「変動要因」の将来 値を仮定しそれに基づいて被保険者数の推計を行う方法である。
- 国保におけるコーホート要因法では、前年における1歳下の「被保険者数」に「移動率」を乗じることによって推計を行う。
- 国保の場合、出生・死亡は資格の得喪事由に含まれるため、国保固有の移動率を乗じて計算する方法を検討。 ただし、後期高齢者加入による減少数は、移動率ではなく、75歳の誕生月ベースで減算する。

### 「推計被保険者数 |

(t+1年度)年内平均の 男女別被保険者数

### 「基準被保険者数」

#### 「移動率|

1年間の平均値、男女別移動率

集計データ

- ※被保険者情報を抽出する際の年齢は「年齢計算に関する法律」に基づき計算する。
- ※0歳児の推計被保険者数は、15歳~49歳の女性の被保険者数に出生率を乗じ算出する。
- ※移動率は都道府県毎に算出する。また、複数都道府県分で算出した移動率を提供し 任意に使用可能とする。
- ※トレンド推計やアベレージ推計により移動率を算出することも可能とする。

# 国保情報集約 システム

1歳階級別・性別等により 被保険者数、資格取得/喪失 情報を集計し都道府県に提供

#### 国保事業費納付金等 算定標準システム

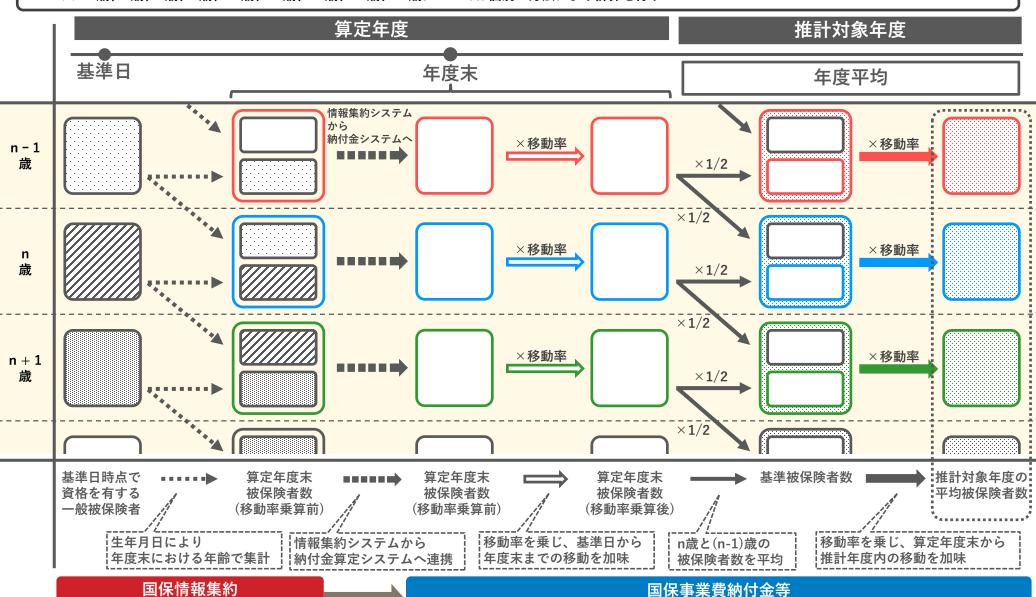
情報集約システムから受け 取った、1歳階級別等の被保 険者数情報を活用し、被保険 者数の推計を実施

# 国保におけるコーホート要因法を用いた被保険者数推計のイメージ

国保におけるコーホート要因法では、特定の年齢※以外の被保険者数は、下記のイメージにより計算を行う。

**※ 0歳、1歳、6歳、7歳、64歳、65歳、69歳、70歳、74歳については個別の方法により計算を行う** 

システム



算定標準システム

# 国保中央会実施 既存推計とコーホート要因法の乖離率比較

### 1-1. 推計対象年度平成30年度(平成28年10月除外)

#### く推計パラメータ>

社保適用拡大により、平成28年10月に一時的に『社保加入』の件数が増加しているが、これを平成30年度の移動率推計に反映しないようにするため、パラメータ指定により、同月の移動件数を除外して推計を行った。(平成28年10月移動には、残りの移動件数を基に均した移動件数がセットされる)

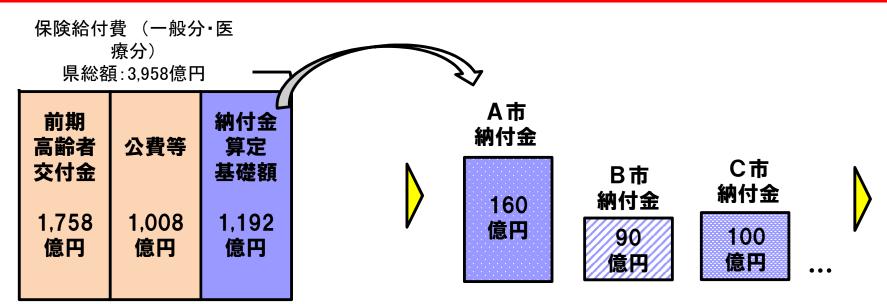
#### <検証結果>

- ①表1のとおり、一般被保険者数総数は、既存推計に対して、実績との乖離が+1.13%から△0.09%に改善された。
- ②70歳以上一般被保険者数は、既存推計では別途補正の必要があった団塊世代の動向を反映できたため、既存推計に対して、実績との乖離が△10.36%から+1.84%に大きく改善された。
- ③70歳未満の一般被保険者(未就学児除く)の被保険者数は、既存推計に対して、実績との乖離が縮小したものの、実績よりもやや少ない推計結果となった。

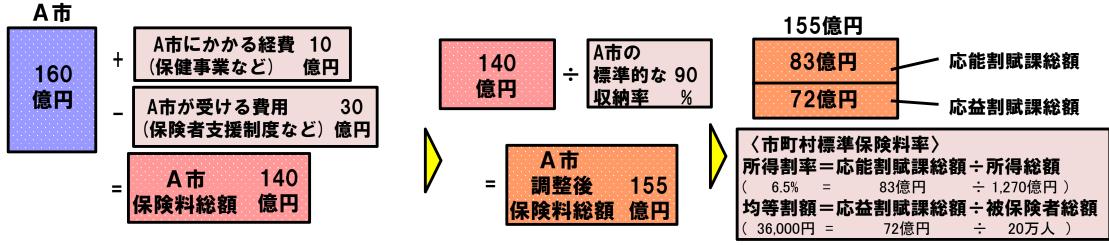
#### 表1:実績値と推計値の比較

` :										
	都道府 県名			実績値	既存推計			コーホート要因法 (平成28年10月除外)		
		一部負担金割合区分		年報(人)	既存推計(人)	乖離値(人)	乖離率(%)	コーホート要因法推計(人)	乖離値(人)	乖離率(%)
				ア	1	イ-ア	イ/ア-1	Ď	ウ-ア	ウ/ア-1 🗸
	A県	一般被保険者総数		1,165,696	1,178,850	13,154	1.13	1,164,591	-1,105	-0.09
			70歳未満の一般被保険者数 (未就学児除く)	873,033	913,336	40,303	4.62	866,667	-6,366	-0.73
			70歳未満の一般被保険者数 (未就学児)	28,447	28,667	220	0.77	<b>^</b> 28,844	397	1.40
		7	70歳以上一般被保険者数	264,216	236,847	-27,369	-10.36	269,080	4,864	1.84
			70歳以上の一般被保険者 (一般所得者)	253,103	227,148	-25,955	-10.25	260,179	7,076	2.80
			70歳以上の一般被保険者 (現役並み所得者)	11,113	9,699	-1,414	-12.72	8,901	-2,212	-19.90

# R2仮係数 納付金・市町村標準保険料率算定のイメージ



- ① 保険給付費から前期高齢者交付金や公費等を控除して 納付金算定基礎額を算定。
- ② ①を所得や人数のシェア、医療費水準に応じて各市町村に配分し、各市町村の納付金を算定。



- ③ ②に市町村ごとの経費や補助金等を加減算し、保険料総額を算出
- ④ ③に標準的な収納率を割り戻し、 調整後保険料総額を算出
- 5 ④を各市町村の所得や人数のシェア に応じて分割した上で、それぞれ 標準保険料率を算出

# 納付金の各市町村への配分イメージ(上記②の配分方法)

c= C × { 1 + α ・ (年齢調整後の医療費指数-1 ) }
× { β ・ (所得のシェア) + (人数のシェア) } / (1 + β )
× γ

c:各市町村ごとの納付金基礎額

C:納付金算定基礎額

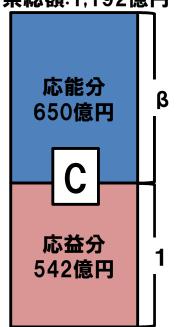
 $\alpha$ :医療費指数反映係数 $(0 \le \alpha \le 1)$ 

β:全国平均と比較した県の所得水準(全国平均のときβ=1)

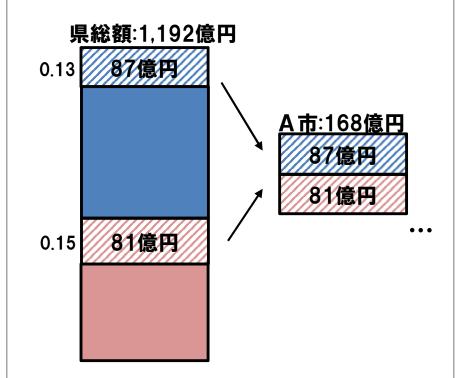
γ:総額をCに合わせるための調整係数

	県	A市	•••
所得総額	9,000億円	1,170億円	
(シェア)	(1)	(0.13)	
人数	132万人	20万人	
(シェア)	(1)	(0.15)	
年齢調整後の 医療費指数	0.94	0.90	

### 県総額:1,192億円



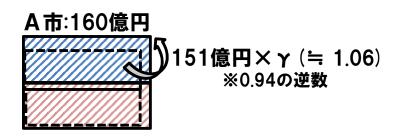
① Cを β:1に配分 例)β=1.2



② ①のうち、応能分を所得のシェア、 応益分を人数のシェアに応じて各市町村に配分

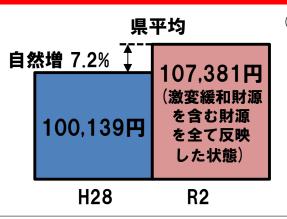


③ ②に {1+α・(年齢調整後の医療費指数-1)} を乗算



4 ③の各市町村合計がC(1,192億円)と等しくなるよう、全市町村の③にγを乗算

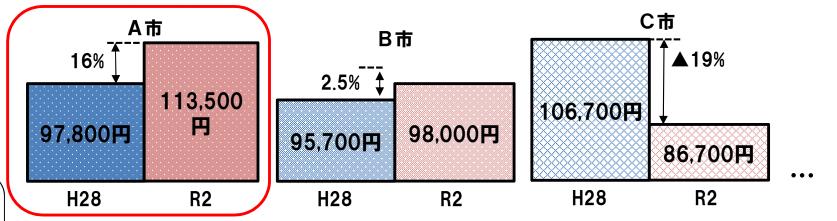
# 激変緩和措置のイメージ



- ① H28年度とR2年度(制度改正前と後)の県平均1人当たり保険料額(理論値)の 伸び率を算出
  - **→自然増(制度改正によらない伸び率)**

〈一定割合〉激変緩和の対象外とする範囲 自然増7.2% + 1年当たりの割合α(1%)×4年 = 11.2%

② 各市町村の1人当たり保険料額(理論値)の伸び率を算出し、一定割合(自然増+α)以上のところを抽出



激変緩和財源(県全体)

- ・国の特別交付金 14億円
- · 県繰入金 15億円(0.5%相当)
- ·特例基金 3億円計 32億円

B市、C市は激変緩和財源が他市へ移るため、一定割合以下の範囲で、②より伸び率が増加する

